【労務】「業務改善助成金（通常コース）」の拡充のお知らせ

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引き上げを図る中小企業・小規模事業者の生産性向上に向けた取り組みを支援する「業務改善助成金（通常コース）」について、助成上限額の引き上げ、助成対象経費の拡充、対象事業場の拡大などの改定が行われました。助成金の受け付けは、先月から開始されています。

■制度概要

業務改善助成金は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。 生産性向上のための設備投資等（機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練）を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。
なお、助成対象事業場は事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が 30 円以内の事業場です。

■支給の要件

【１】賃金引上計画を策定すること
事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる（就業規則等に規定）

【２】引上げ後の賃金額を支払うこと

【３】生産性向上に資する機器・設備やコンサルティングの導入、人材育成・教育訓練を実施することにより業務改善を行い、その費用を支払うこと
((1)単なる経費削減のための経費、(2)職場環境を改善するための経費、(3)通常の事業活動に伴う経費などは除きます。)

【４】解雇、賃金引下げ等の不交付事由がないこと　など

その他、申請に当たって必要な書類があります。

■助成額

申請コースごとに定める引上げ額以上、事業場内最低賃金を引き上げた場合、生産性向上のための設備投資等にかかった費用に助成率を乗じて算出した額が助成されます（千円未満端数切り捨て)。なお、申請コースごとに、助成対象事業場、引上げ額、助成率、引き上げる労働者数、助成の上限額が定められていますので、ご注意ください。

■活用事例

・POS レジシステム導入による在庫管理の短縮
・リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
・顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化
・専門家のコンサルティングによる業務フロー見直しによる顧客回転率の向上　　など

機械設備やコンサルティングの他、人材育成・教育訓練も助成対象となります。

・外部講師による従業員向けの研修、導入機器の操作研修
・外部団体等が行う人材育成セミナー等の受講　　など

■拡充のポイント

【１】事業場規模が 30 人未満の事業者について、助成上限額が引き上げられます。

【具体的な助成上限額の引き上げ額】　（単位：万円）

賃金を引き上げる労働者の数	引き上げ額			
	30円	45円	60円	90円
1人	30→**60**	45→**80**	60→**110**	90→**170**
2～3人	50→**90**	70→**110**	90→**160**	150→**240**
4～6人	70→**100**	100→**140**	150→**190**	270→**290**
7人以上	100→**120**	150→**160**	230	450
10人以上※	120→**130**	180	300	600

※ 10 人以上の区分は一定の要件を満たした事業者のみ適用されます。

【２】助成対象経費が拡充される特例事業者については、生産性向上に資する設備投資などに関連する経費の支出も認められます。

【助成対象経費が拡充される特例事業者】

（１）新型コロナウイルス感染症の影響により売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近３か月の月平均値が、前年、前々年または３年間の同じ月に比べて 15%以上減少した事業者

（２）原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等外的要因により、申請前３か月間のうち任意の１か月の利益率が前年同月に比べ３%ポイント以上低下した事業者

【関連する経費とは】

業務改善計画に計上された、生産性向上等に資する設備投資等（A）を行う取り組みに関連する費用（B）（＝関連する経費）についても新たに助成対象となります。

A 生産性向上等に資する設備投資等	機械設備、コンサルティング導入、人材育成・教育訓練など
B 関連する経費※	広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上等に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

【３】事業場規模を 100 人以下とする要件が廃止されます。

事業場規模が 101 人以上の事業場を持つ中小企業・小規模事業者も申請が可能になります。

参照ホームページ　［ 厚生労働省　］

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_29656.html